

令和7年度滋賀県保育の魅力発信事業

業務委託仕様書

1 事業目的

イラストやショート動画等を作成し、効果的な情報発信ツールである SNS を活用して高校生や大学生（保育士養成校を含む。）を中心とした若者に対して保育士等の職業の魅力を発信し、若者や保護者をはじめとする県民の理解を深め、保育の魅力・イメージ向上を図り、次の効果により将来の保育士等の増加につなげる。

- ①県内保育士養成校への進学を希望する高校生の増加
- ②県内保育士養成校学生卒業者のうち保育士資格取得率の引き上げ（R5：74%）
- ③県内保育士養成校における保育士資格取得者のうち保育士就業率の引き上げ（R5：78%）

県外向けは奨学金返還支援事業などの滋賀県独自の制度の発信や県外から転入され、県内で就労している保育士等に対して、滋賀県で保育する魅力についてのインタビューを行い、発信することで、県内施設への就労促進につなげる。

※保育士等とは、保育士または保育教諭をいう。

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 委託業務の概要

- (1) 新規 SNS アカウント（以下、「県 SNS」という。）の開設
- (2) 県 SNS への投稿等
- (3) 県 SNS の広報
- (4) 情報分析
- (5) 実績報告書の作成

4 業務の内容

(1) 県 SNS の開設

- ・保育の魅力を集約・発信する新規 SNS アカウントを作成すること。
- ・SNS の種類については、若者に知名度が高く、イラストやショート動画等を発信することに適した Instagram 等の SNS とすること。
- ・アカウントのログインパスワードは定期的に変更し、県に必ず報告すること。限られた者のみが管理するなど、乗っ取り等の対策を徹底すること。

(2) 県 SNS への投稿等

ア インフルエンサー等による保育の現場体験

- ・滋賀県や保育士に関連のある発信力の高いインフルエンサー等にオファーを行い、保育所等で保育の現場体験を行う（体験は概ね1時間程度）。
- ・保育の現場体験後は、当日の様子をショート動画等にまとめ、県 SNS で発信する。

イ 滋賀県保育士・保育所支援センターの取組の広報

- ・滋賀県保育士・保育所支援センターで実施している保育人材確保の取組について、定期的に広報を行うこと。
- ・広報にあたっては、目的別・年齢別に制度や研修を紹介する投稿を作成すること。
- ・実際の相談会等の様子を撮影し、ショート動画等で投稿すること。

ウ その他投稿内容について

- ・県内保育士養成校の紹介
- ・保育士等のなり方
- ・保育士等へのインタビュー（県外出身の保育士含む）
- ・県でこれまで作成してきた既存コンテンツの活用
- ・その他、若者が保育士等に興味を持つコンテンツ

エ その他

- ・投稿にあたっては印象的な#やフレーズを用いる。
- ・投稿内容についてはあらかじめ県と協議の上、決定するとともに、実際の投稿に際しては県の承認を得たうえで行う。
- ・県 SNS から滋賀県の子育て情報サイト「ハグナビしが」にも飛べるように、SNS プロフィール内で HP のリンクを掲載する等の連携を行う。
- ・投稿頻度については月に最低 10 回とする。
- ・主な対象は高校生から大学生を含む若者。
- ・投稿にあたっては個人情報に十分留意すること。

(3) 県 SNS 開設にあたっての広報

- ・新規 SNS 開設にあたっての周知ポスターを作成すること。
- ・ポスター完成後は JR 駅への掲示を行う。掲示期間、掲示駅は県と協議をし、決定する。
- ・ポスターのサイズは B2 で 100 枚作成する。
- ・広報にあたっては、県 SNS の認知度向上のため、周知ポスター以外の広報手段についても、県と協議をし、決定する。

(4) 情報分析

- ・SNS のアクセス数やフォロワー、どの投稿にどのような層からの反応があった、どの投稿への反応が良いかなど分析し、目標に向けた達成状況も含めて毎月分析結果を県に報告する。

(5) 実績報告書の作成

事業終了後速やかに、実績報告として、委託業務の内容及び事業の効果や進捗を測ることのできるデータを集計し、報告書をまとめ、紙（A4 版）及び、電子媒体で提出する。

5 事業の運営方法

- ・事業の運営にあたり、県との打ち合わせを行い、連携を密にすること。
- ・打ち合わせでは投稿の内容や広報の方法について話し合い、県の意見を反映した上で実施する。

6 事業目標

閲覧回数は県内外の若者へ魅力を発信するという目的のもと、滋賀県と京都府の保育士養成校の学生定員を参考に 1 コンテンツあたり 1,600 回を目標とすること。

7 留意事項

- (1) 業務の実施に関して疑義が生じた場合は、その都度県と協議すること。
- (2) 企画提案および契約の手続きにおいて用いる言語および通貨は日本語および日本国の通貨によること。
- (3) 特定の商品の販売、販売のあっせん、勧誘を行うなど、事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと。
- (4) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受注者の行為が原因で第三者に損害が生じたときは、その損害の責めを負うこと。